

藤沢市犯罪被害者等支援条例の制定について

1 犯罪被害者等を取り巻く現在の状況

犯罪被害者やその家族が居住地に関わらず、その置かれている状況等に応じて被害の回復に向けた必要な支援を途切れることなく受けられるよう、市民にとって最も身近な行政機関であり、生活を支援する制度やサービスを担当する市町村において犯罪被害者等支援条例の制定を求める声が高まっています。

国では、犯罪被害者等基本法において、犯罪被害者等に対する施策の基本理念や地方公共団体の責務等を定め、経済的負担の軽減に資する支援等を行っています。

県では、神奈川県犯罪被害者等支援条例の制定や第4期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画を改定し、市町村の施策への支援を含む犯罪被害者等の総合的な支援に取り組んでいます。

2 現在の支援体制

本市では、市民相談情報課において各種相談に応じる中で、犯罪被害者等からの相談があった場合は「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を案内しています。人権男女共同平和国際課は施策担当窓口として、藤沢市人権施策推進指針に基づき、犯罪被害者等に関する人権擁護の啓発を行っています。

「かながわ犯罪被害者サポートステーション」は県と県警、民間支援団体の三者で運営し、既に条例制定をしている市町と連携し、犯罪被害者等に総合的に対応しています。

3 本市の考え方

犯罪被害は私たちの身近なところでも起こる可能性があります。市民の方が犯罪等に巻き込まれてしまった場合に、被害の回復に向けた支援を少しでも早く、途切れることなく届けられるよう、早期に体制を整備する必要があると考えています。

(1) 条例の制定

犯罪被害者等支援条例（案）の骨子 資料2のとおり

令和6年度に、市町村が実施する日常生活支援に対して、県が補助制度を創設したことから、本市でも令和7年10月施行の条例制定をめざします。

※県内33市町村中11市町が条例制定済（令和6年12月1日現在）

※かながわ犯罪被害者サポートステーションにおける藤沢市民の相談状況

令和5年度 7件 令和6年度 8件（令和6年12月末現在）

(2) 総合的対応窓口の設置

犯罪被害に遭うと様々な問題に直面します。犯罪被害者が生活や医療、住居の相談に、それぞれの担当課をめぐり説明を繰り返すのではなく、相談窓口を一本化した「総合的対応窓口」の設置を進めます。

総合的対応窓口とは、被害者やその家族の置かれている状況を整理しつつ、そのニーズを的確に把握し、適切な情報提供と必要な支援をスムーズに受けられるよう関係各課、関係団体との連絡調整を行う総合的な窓口をいいます。

